

定住自立圏の形成に関する協定の 全部を変更する協定書（案）

令和 8 年 4 月 1 日

美濃加茂市・坂祝町

定住自立圏の形成に関する協定の全部を変更する協定書

美濃加茂市（以下「甲」という。）と坂祝町（以下「乙」という。）は、令和3年4月1日付けで締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおり全部を変更する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるもの。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、必要な都市機能を集約的に整備するとともに、生活機能を確保し、分権型社会にふさわしい、安定した社会空間を創り出すことに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、次条に規定する様々な政策分野において、連携し、また相互に役割を分担して、それぞれの地域資源を最大限に活用するとともに、その価値を高めていくこととする。

（連携する具体的事項及び役割分担）

第3条 甲及び乙が連携を図る政策分野は、次の（ア）から（ウ）までに掲げるものとする。
また、その取組の内容と当該取組における甲及び乙の役割は、それぞれaからcまでに規定するものとする。

（ア）生活機能の強化に係る政策分野

【医療】

・広域救急医療体制の充実

a 取組の内容

圏域における救急医療体制を確保するため、病院と診療所の役割分担と連携及び一次救急と二次・三次救急医療体制の連携など、圏域住民が安心し

て医療を受けられる体制の維持に努める。

b 甲の役割

(a) 地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。

(b) 関係機関と協議をしながら、持続可能な休日診療の体制を構築する。

c 乙の役割

地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。

・子どもの疾病の早期発見体制の整備

a 取組の内容

疾病の早期発見のため、圏域内の児童生徒が同水準の検査を受診することができる環境を構築する。

b 甲の役割

(a) 検査機関と契約し学校検尿を実施する。

(b) 学校検尿判定委員会を開催し、検査結果に対して医師による受診要否の判定を実施する。

c 乙の役割

学校検尿を実施し、結果を検査機関に提出する。

・歯科健診受診率と口腔保健への意識を向上

a 取組の内容

歯と口腔への意識を高め、適切なケア・治療、定期的に歯科健診を受診する人を増やすため、受診勧奨及び啓発活動を行い、歯科健診受診率と口腔保健への意識を向上させる。特に、これまでに歯科健診を受けていない人や不定期受診者の歯科保健への関心を高めて健診につなげられるように努める。健診体制をできる限り圏域市町村で統一し、歯科医療機関の対応負担を減らし、市町村事務の効率化を図る。

b 甲の役割

(a) 歯科健診を実施する。

(b) 啓発物(チラシやポスター)の作成と配布、イベントや講演会などでの啓発

を行う。

(c) 健診実施方法や医療機関委託関係事務書類をできるだけ統一する。

c 乙の役割

(a) 歯科健診を実施する。

(b) 啓発物(チラシやポスター)の作成と配布、イベントや講演会などでの啓発を行う。

(c) 健診実施方法や医療機関委託関係事務書類をできるだけ統一する。

・圏域医療を担う医療従事者の確保

a 取組の内容

定住自立圏域内の医療機関への就業を促進することで、医療体制の維持を図る。

b 甲の役割

(a) 学生が適切な時期に情報を受け取れるよう、周知を行う。

(b) 修学資金の貸与、返還の管理を行う。

c 乙の役割

学生が適切な時期に情報を受け取れるよう、周知を行う。

【福祉】

・子育て支援サービスの強化

a 取組の内容

地域ぐるみで子育てを支える環境の質的・量的向上を図るため、圏域の児童を対象に、住民のニーズやライフスタイルに応じた子育て支援サービスを強化する。

b 甲の役割

子育てに関する支援を必要とする住民と、その支援ができる住民との仲介等、住民の子育てに関する情報収集・提供を行うとともに、地域主体の子育て支援サービスに関する取組を支援する。

c 乙の役割

子育てに関する支援を必要とする住民と、その支援ができる住民との仲介等、住民の子育てに関する情報収集・提供を行うとともに、地域主体の子育て支

援サービスに関する取組を支援する。

・幼児療育支援の質の向上

a 取組の内容

多種多様な障がい及び支援を必要とする児の療育ニーズに対応するため、研修会等を実施し、療育者等の質の向上を図る。

また、各地域に専門職を派遣することで、地域別の療育ニーズの整備を図る。

b 甲の役割

療育者等の質の向上を図るための研修を実施すると共に、各地域が必要とする専門職の調整・派遣を行う。

c 乙の役割

療育者等の質の向上を図るための研修を実施する。

・介護保険の要介護認定等に係る審査の充実

a 取組の内容

圏域の医療・保健・福祉の専門家からなる認定審査会を共同で行うことにより、審査判定の公平性・効率性の向上を図る。

b 甲の役割

介護認定審査会事務局及び障がい者自立支援認定審査会事務局を設置・運営し、認定審査会資料作成・審査会開催・審査結果の通知等を行う。

また、各保険者の介護保険担当及び認定調査員に対して、研修会の開催や注意事項の周知を行い、認定調査資料の質の向上を図る。

c 乙の役割

介護認定審査会及び障がい者自立支援認定審査会の審査件数に応じた費用負担及び、介護認定審査会へ職員派遣を行い、共同で事務を行う。

【教育】

・外国籍児童・生徒に対する教育環境の整備

a 取組の内容

圏域の外国人の子どもの学校生活における適応力及び就学率の向上を図る。

b 甲の役割

初期適応指導教室、日本語教室等、圏域の外国人の子どもが適切な教育を受けられる環境を整備する。

c 乙の役割

初期適応指導教室、日本語教室等、圏域の外国人の子どもが適切な教育を受けられる環境を整備する。

・図書館相互利用の促進

a 取組の内容

図書館の広域利用を促進するため、図書館の相互の連携を強化する。

b 甲の役割

圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供と、研修・講座の企画や読み聞かせなど発表場所の提供に努める。

c 乙の役割

圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供と、研修・講座の企画や読み聞かせなど発表場所の提供に努める。

・生涯学習機会の充実

a 取組の内容

生涯にわたる学習機会の提供や学習活動の情報提供を通じた地域における学習環境の整備を促進する。

b 甲の役割

多くの圏域住民に生涯学習の機会が提供できるよう住民企画講座の開講を計画する。また、受講者アンケートにより満足度を検証し、圏域住民のニーズや現代の課題にあった講座の開講に取り組む。

c 乙の役割

多くの圏域住民に生涯学習の機会が提供できるよう住民企画講座の開講を計画する。また、受講者アンケートにより満足度を検証し、圏域住民のニーズや現代の課題にあった講座の開講に取り組む。

【産業振興】

・農林業の振興

a 取組の内容

有害鳥獣による農作物被害や耕作放棄地の増加、荒廃する森林の増加など、農林業の課題に連携して対応するとともに、資源の有効活用や担い手の育成など、農林業の振興を図る。

b 甲の役割

有害鳥獣対策として、耕作放棄地や荒廃した森林の整備の実施および、耕作放棄地や森林資源の有効活用の実施、若い世代の担い手育成を推進していく。また、農林業に関する情報の収集や最先端技術などを活用し、新たな整備方法や資源活用方法などの研究・開発に取り組むとともに、圏域と情報共有および調整を図る。

c 乙の役割

有害鳥獣対策として、耕作放棄地や荒廃した森林の整備の実施および、耕作放棄地や森林資源の有効活用の実施、若い世代の担い手育成を推進していく。また、農林業に関する情報の収集や最先端技術などを活用し、新たな整備方法や資源活用方法などの研究・開発に取り組む。

・木曽川や旧中山道を活用した観光の推進

a 取組の内容

木曽川及び旧中山道を軸に圏域の連携を図り、地域固有の歴史や文化を活かした広域観光を推進する。特に、全国有数の清流である木曽川流域において「かわまちづくり」を進め、川を利用した地域の活性化事業を推進する。

b 甲の役割

(a) 旧中山道を中心として、観光産業にかかわる民間企業や関係団体との連携により、訪れる人々が回遊しやすい観光環境を整備する。

(b) 木曽川河畔の親水空間を、国や県と連携して、圏域全体の憩いの場としての環境を整備する。

c 乙の役割

地域の木曽川及び旧中山道を活用した観光資源の開発を進めるとともに、それらを活用して広域観光推進に関する取組及び支援を行う。

【環境】

・自然環境及び生物多様性保全の推進

a 取組の内容

圏域住民、民間企業、研究機関、関係団体等多様な主体との連携のもと、圏域全体で「生物多様性加茂プラン」に基づき圏域内の生物多様性を保全する活動を行う。また、活動を通して地域の魅力の再発見や文化の継承、地域間交流の活性化を図り、圏域の生物多様性の豊かさについて圏域内外に発信していく。圏域河川の水質保全や自然環境の保護活動についても広域的に実施する。

b 甲の役割

圏域住民や関係機関と連携し、生物多様性を保全する活動を行うとともに、圏内外に情報発信を行う。圏域を流れる河川の水質保全対策を行うとともに、自然保護活動を推進する。また、圏域住民や民間企業等が行う、環境に関わる活動を支援する。

c 乙の役割

圏域住民や関係機関と連携し、生物多様性を保全する活動を行うとともに、圏内外に情報発信を行う。圏域を流れる河川の水質保全対策を行うとともに、自然保護活動を推進する。また、圏域住民や民間企業等が行う、環境に関わる活動を支援する。

【防災】

・圏域防災体制の充実

a 取組の内容

圏域の防災力の向上を図るため、圏域住民の防災意識の向上、災害に対応できる職員の技術向上の体制を整備する。また、災害時に情報を入手する手段の一つとして、地域情報発信媒体であるコミュニティFMを日常的に利用できる環境の整備、自治体の情報番組を企画運営する。

b 甲の役割

防災体制の充実に向け、中心的な役割を担う。また、コミュニティ FM を活用し、災害時は圏域内の被害状況や避難情報などの情報共有を図るとともに、広域連携による行政情報等の情報発信を推進する。

c 乙の役割

圏域の防災体制の充実に取り組む。また、コミュニティ FM を活用し、災害時は圏域内の被害状況や避難情報などの情報共有を図るとともに、広域連携による行政情報等の情報発信を推進する。

【消費生活】

・消費生活センター運営

a 取組の内容

消費生活の安全・安心の拠点として「広域消費生活相談室」を設置し、消費者被害の相談業務や、未然防止の啓発活動を連携して行う。

b 甲の役割

広域消費生活相談室に相談員を配置し、機能の維持・充実に図るとともに、地域の消費者の相談、情報提供、啓発活動に取り組む。

c 乙の役割

地域の消費者への情報提供や啓発活動に取り組む。

(イ) 結びつきやネットワークの強化

【地域公共交通】

・圏域公共交通の整備

a 取組の内容

圏域内を便利に移動できる公共交通網を整備する。

b 甲の役割

圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備において、中心的な役割を担う。

c 乙の役割

圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備に向けた各種事業に取り組む。

【地域内外の住民との交流・移住促進】

・多文化共生の推進

a 取組の内容

生活に必要な行政情報の翻訳、窓口での通訳体制を整えるとともに、地域でのコミュニケーションを円滑にするために外国人住民には基礎的な日本語習得の機会を提供し、日本人住民には「やさしい日本語」の習得を促す。また、災害時における通訳ボランティアスタッフの養成を通じて、災害時の情報伝達体制を拡充するとともに、地域リーダーの育成につなげ、地域での住民交流の拡充を目指す。

b 甲の役割

行政情報の翻訳、日本語講座等のスタッフ養成及び場所の提供を行い、多言語対応の基礎的な部分を提供する。

c 乙の役割

外国人住民の需要を把握し、日本語講座のスタッフ養成や災害時の通訳ボランティア養成に対して協力・支援を行う。

(ウ) 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野

【圏域内市町村職員等の交流】

・デジタル環境の整備

a 取組の内容

定住圏域のデジタルに対する理解及び活用度を底上げする。

b 甲の役割

様々な分野において、デジタルを活用した業務効率化、住民サービスに関する協議を行い、導入を検討する。

c 乙の役割

甲が共有する知識や情報をインプットし、様々な分野において、デジタルを活用した業務効率化、住民サービスに関する協議を行い、導入を検討する。

・定住自立圏構想推進に係る会議の設置

a 取組の内容

定住自立圏構想で取組む事業の進捗状況や今後の展望について研究・検討を行う会議を設置し、事業の積極的な推進を図る。

b 甲の役割

事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

c 乙の役割

事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

(事務執行にあたっての連携、協力及び費用負担)

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行にあたるものとする。

2 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続き及び人員の確保に係る負担並びに前条に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経ることとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通知するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 美濃加茂市太田町3431番地1

美濃加茂市

美濃加茂市長 藤井 浩人

乙 加茂郡坂祝町取組46番地18

坂祝町

坂祝町長 伊藤 敬宏